

健康増進法改正に当たり若者の喫煙開始防止の観点から考えた事

いづみ 泉 のぶ お 夫

キーワード：健康増進法改正案，受動喫煙防止，電気加熱式たばこ，ニコチン，喫煙開始

要 旨

WHOは喫煙者を減らす（無くする）ことを目指しており，日本もその目的の条約の締約国である。受動喫煙防止は従業員を含む同室者の健康を守り，禁煙を促し，若者の喫煙開始を阻止する。国会で受動喫煙防止の強化が審議されるが，反対議員には孫世代をニコチン依存症にしないことも一考して欲しい。また，世界では喫煙者は増加しており，東京五輪で対策の悪い見本を示してはならない。

2016年から紙巻たばこからの切替え者が急増中の加熱式たばこを規制対象から外す可能性が示唆されているが，それは決してあってはならない。副流エアゾルはなく室内空気汚染は小さいが，各種成分の「無害」の閾値は不明である。ニコチンは相当量あり，20代前半まで続く脳発達などに影響し，三次暴露もある。対象外にすれば，国が誤ったメッセージを広め，若者のニコチン摂取開始者や依存症者を再増加させることは目に見えている。

はじめに

2020年の東京五輪・パラリンピックの開催を機に日本の受動喫煙防止対策を強化すべく，3月1日に厚生労働省は健康増進法改正案の骨子を発表した¹⁾。2003年施行の健康増進法の受動喫煙防止の努力義務を，屋内禁煙を罰則付きで法制化し，医療機関と小中高校は敷地内禁煙を法制化する。レストラン，居酒屋等も，主に酒類を提供する小

規模のバー，スナックを除き，喫煙専用室を認めた上で，屋内禁煙とする。喫煙室は，汚染空気の漏れの100%防止は望めず，妥協案である。骨子には完全禁煙にしても営業に損失は出ないとする国内外の資料も多数添えてあるが，業界や「喫煙の自由」を訴える国会議員団から猛反対があり，国会審議は難航が予想されている。

もう一点，日本で2016年になり使用者が急増している電気加熱式たばこ（a Heat-Not-Burn Product; HNBP）を規制対象とするか否かは法律に明記しない。健康影響について専門家による科学的議論を待ち，政令で規制対象から除外可能

Nobuo IZUMI

出雲市

連絡先：〒693-0021 出雲市塩冶町909-3

出雲市